

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期限 を **2022年6月17日(金)** まで延長しました。

これから申請をお考えの事業者の皆様におかれては、**お早め**に必要な書類を準備して、登録確認機関での事前確認を受けた上で、申請してください。

1 **5月31日(火)** までに、必ず **アカウント発行** を行ってください。
(5月31日(火)までにアカウントを発行しないと、申請することができません。)

1 事業復活支援金ホームページへ。



事業復活支援金 **検索**

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

事業復活支援金
ホームページ



2 トップページ **STEP1** にある **仮登録(申請ID発番)する** をクリックし、アカウントを発行。

2 **6月14日(火)** までに、申請前に必要な
「登録確認機関による事前確認」 を受けてください。

※登録確認機関による事前確認は、**事前予約**が必要です。

※事前確認に必要な書類は、事業復活支援金ホームページでご確認ください。

※お近くの登録確認機関は、事業復活支援金ホームページで検索するか、

相談窓口までお問い合わせください。

登録確認機関を
検索



相談窓口

お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140 **03-6834-7593**
受付時間 8:30~19:00 (土日・祝日も含む)

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。